

議員提出議案第1号

三鷹市議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第112条及び三鷹市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月29日

三鷹市議会議長 石井良司様

提出者	三鷹市議会議員	粕谷稔
賛成者	〃	土屋けんいち
〃	〃	宍戸治重
〃	〃	寺井均
〃	〃	谷口敏也
〃	〃	大城美幸
〃	〃	野村羊子
〃	〃	半田伸明
〃	〃	山田さとみ
〃	〃	成田ちひろ

三鷹市議会会議規則の一部を改正する規則

三鷹市議会会議規則（昭和42年三鷹市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「欠席」の右に「、遅参又は早退」を加え、同条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、「とき」の右に「、遅参するとき、又は早退するとき」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情により当日の開議時刻までに届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。

第2条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第77条の8第2項中「第77条の5、第77条の6及び第77条の7」を「前3条」に改める。

第83条の見出し中「欠席」の右に「、遅参又は早退」を加え、同条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、「とき」の右に「、遅参するとき、又は早退するとき」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情により当日の開議時刻までに届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。

第83条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第119条中「第1章」を「前章」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

本会議や委員会への欠席事由等として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定とするほか、規定を整備するため、本案を提出します。

三鷹市議会会議規則新旧対照表

新	旧
<p>(欠席、<u>遅参又は早退</u>の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないとき、<u>遅参するとき、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により当日の開議時刻までに届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(参考人)</p> <p>第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 参考人については、<u>前3条の規定を準用する。</u></p> <p>(欠席、<u>遅参又は早退</u>の届出)</p> <p>第83条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないとき、<u>遅参するとき、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により当日の開議時刻までに届出ができないときは、その事情がなくなった後、</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(参考人)</p> <p>第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 参考人については、<u>第77条の5、第77条の6及び第77条の7の規定を準用する。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第83条 委員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p>

<p><u>速やかに委員長に届け出るものとする。</u></p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>（選挙規定の準用）</p> <p>第119条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、<u>前章第4節の規定を準用する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>（選挙規定の準用）</p> <p>第119条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、<u>第1章第4節の規定を準用する。</u></p>
---	--